

那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する
条例制定について

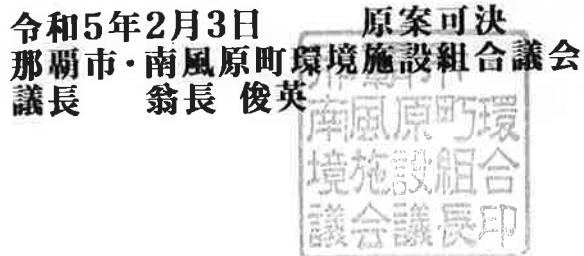
那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する條
例を別紙のように制定する。

令和5年2月3日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知念 覚

(提案理由)

職員の意に反する降給の事由及び手続に関し必要な事項を定め、その他所要
の規定を整備するため、この案を提出する。



那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例(平成19年条例第6号)
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び<u>休職</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職</u>及び<u>降給</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例において職員とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。</p>	<p>第2条及び第3条 削除</p>
<p>(降任、免職及び休職する場合の条件)</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。</p>	
<p>2 法第28条第1項第2号の規定により、職員をその意に反して降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定により休職する場合においては、管理者の定める医師2名によって職務の遂行に支障があると診断された場合とする。</p>	
<p>3 法第28条第1項第3号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任せることができない場合に限るものとす</p>	

る。

(休職事由)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを休職することができる。

(1)～(3) [略]

2 法第28条第2項及び前項各号の一に該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

(休職の事由)

第4条 管理者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職することができる。

(1)～(3) [略]

2 法第28条第2項及び前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

(降給の種類)

第5条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例(平成19年条例第10号)第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により準用する南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年3月31日条例第5号)第4条第1項に規定する給料表をいう。)の下位の職務の級に変更することをいう。次条及び第8条第1項において同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第7条において同じ。)とする。

(降格の事由)

第6条 管理者は、職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

(降号の事由)

第7条 管理者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを

降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第8条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定により職員を休職する場合又は第6条の規定により職員を降格する場合(法第28条第1項第2号に掲げる場合に該当するとき有限る。)は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 管理者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならぬ。

(受診命令に従う義務)

第9条 職員は、前条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

(休職の効果)

第5条 [略]

2~3 [略]

4 前条第1項の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において管理者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

5 前項の規定による休職の期間(前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、管理者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。

第10条 [略]

2~3 [略]

4 第4条第1項の規定による休職の期間は3年を超えない範囲内において管理者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

5 前項の規定による休職の期間(第4条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、管理者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。

6 前条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。	6 第4条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。
7 [略]	7 [略]
第6条 休職者は、 <u>職員としての身分</u> を保有するが、職務に <u>従事することはできない</u> 。	第11条 休職者は、 <u>その職</u> を保有するが、職務に <u>従事しない</u> 。
2~3 [略]	2~3 [略]
第7条 [略] (降任、免職及び休職の手続)	第12条 [略]
第8条 管理者は、職員の意に反してこれを降任、免職又は休職する場合には、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。	
第9条 [略]	第13条 [略]
第10条 [略]	第14条 [略]

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

第2条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(降任、免職、休職及び降給の手続)	(降任、免職、休職及び降給の手続)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 管理者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その <u>理由</u> を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。	2 管理者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その <u>旨</u> を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。
附 則 [略]	附 則 1 [略] 2 <u>那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例</u>

付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の改定とする」とする。

3 第8条第2項の規定は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による職員の給料月額の改定の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が改定される旨の通知を行うものとする。

備考

- 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日より施行する。